

# 建設工事における情報共有システムの活用に係る運用マニュアル

令和6年3月12日  
環境森林部自然環境課

## (趣旨)

第1 このマニュアルは、建設工事における情報共有システム活用試行要領（令和6年3月 日環境森林部自然環境課定め。以下「試行要領」という。）を補完するものである。

## (情報共有システム)

第2 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページ（※）に掲載されているASPベンダーのものとする。

※ [http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

## 2 利用環境

### (1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者（以下「現場代理人等」という。）は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。

工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量（1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。）となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度（上り回線の速度が5Mbps）を確認すること。

### (2) 対応OSの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム（Windowsなど）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

### (3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

### (4) 対応WEBブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ（Internet ExplorerやFirefoxなど）及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

## 3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理（主任）技術者」、発注者においては「総括監督員」、「主任監督員」とする。

ただし、これにより難しい場合は、協議により決定できるものとする。

## 4 情報共有システム利用上の留意点

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や改ざんなどのおそれがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底すること。

### (工事帳票)

- 第3 情報共有システムで交換・共有する工事帳票は、表1を基本とする。  
なお、表1以外の工事帳票についても、協議により交換・共有できるものとする。

表1

1 工事打合簿	5 工事履行報告書
2 材料確認書	6 休日及び夜間作業届
3 段階確認書	7 その他協議書類
4 現地調査・立会書	

### 2 電子署名・電子押印

情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。  
ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

### 3 成果品

電子成果品の仕様は、「工事完成図書電子納品の試行に係る運用マニュアル（平成27年8月26日）」によるものとする。

### (情報共有システム内のデータ)

- 第4 完成検査の終了後、受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、作業終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するものとする。  
発注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認すること。

### (セキュリティ対策)

- 第5 情報共有システムの使用に必要となるID・パスワードについては、利用者のみが知り得るものとし、それ以外の第三者へ漏洩しないよう管理を徹底すること。  
2 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行っている端末を使用すること。  
3 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに連絡し受発注者間で対策を行うこと。

### (その他)

- 第6 このマニュアル及び試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。